

高機学第 1 1 2 号  
令和 3 年 2 月 1 8 日

各国立高等専門学校長 殿

国立高等専門学校機構理事長

谷 口 功  
(公印省略)

独立行政法人国立高等専門学校機構保護者等に関する取扱要項  
の制定について（通知）

このことについて、下記のとおり理事長裁定を制定したのでお知らせします。

記

【理事長裁定】

- ・独立行政法人国立高等専門学校機構保護者等に関する取扱要項  
(令和 3 年 2 月 1 8 日理事長裁定)

(本件連絡先)

本部事務局学務課学務係

TEL : 042-662-3180

E-mail: [gakumu@kosen-k.go.jp](mailto:gakumu@kosen-k.go.jp)

# 独立行政法人国立高等専門学校機構保護者等に関する取扱要項

理事長裁定

制定 令和 3 年 2 月 18 日

## （目的）

第1条 この要項は、国立高等専門学校（以下「学校」という。）に在学する学生が教育研究活動を円滑に遂行していくうえで、学校と連携し、学生を指導・支援する立場にある者（以下「保護者等」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

## （保護者等の要件）

第2条 保護者等とすることができる者は、学生が未成年の場合においてはその親権者又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条、第6条の4及び第7条で定める学生を監護する者若しくは監護する施設等の長とする。また、学生が成年の場合においては3親等以内の親族とする。

2 前項の要件に合った保護者等が選定できない場合は、独立の生計を営む成年者であり、学生の指導・支援への意向のある者とする。

## （保護者等による入学時の誓約）

第3条 学生は、入学時に、学校で定めた誓約書により保護者等の連署を得て、入学する学校の校長に提出するものとする。

2 前項の誓約書は別紙様式1を基に学校で作成するものとする。

3 学生は、誓約書に連署した保護者等を変更する場合又は保護者等の住所等変更があった場合は、学校の定める様式により、保護者等の連署を得て、速やかに学校に提出するものとする。

## （保護者等の義務）

第4条 保護者等は、学生の在学中における行為について、学則等の諸規則を遵守するように学生を指導・監督する責任を負う。

2 保護者等は、学生が在学中に事件・事故等により、その生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす時若しくはその恐れのある時には、学校と連携して、学生の保護に努めなければならない。

## （学生の身分異動等）

第5条 学校は、学生が次に掲げる事項について学校に許可又は届け出を行う場合については、学校の定める様式により、保護者等の連署を得て、学校に提出させるものとし、その許可状況等について保護者等に通知するものとする。

一 退学

- 二 休学
- 三 復学
- 四 転学
- 五 留学
- 六 転学科
- 七 授業料免除申請（徴収猶予を含む。）
- 八 入寮申請
- 九 改姓及び改名
- 十 その他学生の身分異動に関する事

（保護者等への通知）

第6条 学校は次に掲げる学生の情報について、特段の事情がない限り、保護者等に通知するものとする。

- 一 学業成績
- 二 出席情報
- 三 健康診断情報
- 四 学生が学校から表彰された場合
- 五 学生が学校から懲戒を受けた場合又は懲戒に準ずる指導を受けた場合
- 六 学生が問題行動等を起こした場合
- 七 学生が在学時に怪我や病気等になった場合
- 八 その他学生に対する支援又は指導が必要な場合

（緊急時の連絡）

第7条 保護者等は緊急時に学校からの連絡を受けることができる連絡手段をあらかじめ学校に伝えるものとする。

- 2 学校は、学生が事件事故等により被害にあった場合又はその恐れのある場合等の緊急時には、前項に定める連絡手段を用いて、直ちに保護者等に連絡しなければならない。

（保護者等への情報提供）

第8条 学校は、保護者等に対し、学校の広報誌、学事日程等必要な情報について、原則情報提供するものとする。

（保護者等による入寮時の誓約）

第9条 学校の寄宿舎に入寮する学生（以下「寮生」という。）は、学校で定めた入寮誓約書により保護者等の連署を得て、校長に提出するものとする。

- 2 前項の誓約書は別紙様式2を基に学校で作成するものとする。
- 3 学生は、保護者等を変更する場合又は保護者等の住所等変更があった場合は、学校の定める様式により、保護者等の連署を得て、速やかに学校に提出するものとする。

る。

（寮生の保護者等の義務）

第10条 保護者等は、寮生の在寮中における行為について、学則及び学生寮の諸規則を遵守するよう寮生を指導・監督する責任を負う。

2 保護者等は、寮生が在寮中に事件・事故等により、その生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす時、若しくはその恐れのある時には、学校と連携して、寮生の保護に努めなければならない。

（寮生の保護者等への通知）

第11条 学校は次に掲げる寮生の情報について、特段の事情がない限り、保護者等に通知するものとする。

- 一 寮生が在寮時に学校から懲戒を受けた場合又は懲戒に準ずる指導を受けた場合
- 二 寮生が在寮時に問題行動を起こした場合
- 三 寮生が在寮時に怪我や病気等になった場合
- 四 寮生の継続入寮等に関する事項
- 五 その他寮生に対する支援又は指導が必要な場合

（緊急時の連絡）

第12条 保護者等は緊急時に学校からの連絡を受けることができる連絡手段をあらかじめ学校に伝えるものとする。

2 学校は、寮生が事件事故等により被害にあった場合又はその恐れのある場合等の緊急時には、前項に定める連絡手段を用いて、直ちに保護者等に連絡しなければならない。

（寮生の保護者への情報提供）

第13条 学校は、寮生の保護者等に対し、学生寮の行事、取り組み等必要な情報について、原則情報提供するものとする。

（雑則）

第14条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則（令和3年 2月18日 制定）

1 この要項は、令和3年2月18日から施行する。ただし、第3条及び第9条の規定は、令和3年度入学者及び入寮者から適用する。

## 入学誓約書（作成例）

〇〇高等専門学校長 殿

貴校に入学の上は学則等の諸規則が在学中は適用されることについて同意し、  
諸規則を遵守することを誓います。

令和 年 月 日

〇〇高等専門学校

〇〇 学科

氏 名

（自署）

私は、「独立行政法人国立高等専門学校保護者等に関する取扱要項」（令和3  
年2月18日理事長裁定）に基づき、上記の者が貴校に在学中における行為につい  
て、学則等の諸規則を遵守するよう指導・監督する責任を負うことを誓約します。

なお、記載事項に変更が生じたときは、すみやかに本書を再提出いたします。

（保護者等）

住 所

学生との関係

氏 名

（自署）

緊急連絡先

保護者等とは、学生が教育研究活動を円滑に遂行していくうえで、学校と連携し、学  
生を指導、支援する立場にある者で、学生が未成年の場合においてはその親権者又は  
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条、第6条の4及び第7条で定める学  
生を監護する者並びに監護する施設等の長とする。また、学生が成年の場合におい  
ては3親等以内の親族とする。要件に合った保護者等が選定できない場合は、独立の生  
計を営む成年者であり、学生の指導、支援への意向のある者とする。

## 入寮誓約書(作成例)

〇〇高等専門学校長 殿

貴校学生寮に入寮の上は学則及び学生寮の諸規則が在寮中は適用されることについて同意し、諸規則を遵守することを誓います。

令和 年 月 日

〇〇高等専門学校

〇〇 学科

氏 名

(自署)

私は、「独立行政法人国立高等専門学校機構保護者等に関する取扱要項」(令和3年2月18日理事長裁定)に基づき、上記の者が貴校の学生寮に在寮中における行為について、学則及び学生寮の諸規則を遵守するよう指導・監督する責任を負うことを誓約します。

なお、記載事項に変更が生じたときは、すみやかに本書を再提出いたします。

(保護者等)

住 所

学生との関係

氏 名

(自署)

緊急連絡先

保護者等とは、学生が教育研究活動を円滑に遂行していくうえで、学校と連携し、学生を指導、支援する立場にある者で、学生が未成年の場合においてはその親権者又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条、第6条の4及び第7条で定める学生を監護する者並びに監護する施設等の長とする。また、学生が成年の場合においては3親等以内の親族とする。要件に合った保護者等が選定できない場合は、独立の生計を営む成年者であり、学生の指導、支援への意向のある者とする。

## 制定概要

### ○制定

「独立行政法人国立高等専門学校機構保護者等に関する取扱要項」  
(令和3年2月18日理事長裁定)

### ○制定理由

1. 高等専門学校において学生が教育研究活動を円滑に遂行していくためには、学校の教職員による支援はもちろんのこと、学生の「保護者等」の協力が不可欠である。「保護者等」と学校が連携して学生を指導、支援していくために、本要項において「保護者等」に求める責任の範囲を明文化することにより、学生が安心して学修できる環境を作り上げることとする。

また、「保護者等」に責任を求める以上、学生の学業成績、出席情報等に関する教務情報、懲戒や問題行動等に関する指導事案、怪我や病気等の健康面等に関して、「保護者等」に通知するよう、改めて明示する。

2. 民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）が令和2年4月1日に施行されたことにより、保証人に対する責任の範囲の明確化が求められ、この法律により、「極度額の定めのない個人根保証契約」は無効となった。

しかし、高等専門学校においては、①「保護者等」が学資等を負担するケースが多く、「保護者等」を「保証人」としても金銭債務の保全効果は期待できないこと、②資力の裏付けのない第三者を「保証人」とした場合でもそれは同様であり、また実際に「保証人」に債務の履行を求めるケースは限られると想定されること、加えて、③学生が在学中に負担すべき金銭債務は授業料にとどまらず、後援会費、学生会費等、多種多様な名称・金額のものが存在すること及び④学生不法行為に対する損害賠償債務等については当該債務が生じる可能性及び額が不確定であり、これらを極度額として一律に規定することは困難であること等から、従前の学則により定められていた「保証人」を置くことを改め、代わりに「保護者等」に関する取扱いを定め、金銭的な債務の保証ではなく、上記に述べた学生の身上に関する責任を、「保護者等」が負うこととする。

事 務 連 絡  
令和3年2月18日

各国立高等専門学校長 殿

国立高等専門学校機構  
事務局長 土生木 茂雄

独立行政法人国立高等専門学校機構保護者等に関する取扱要項の制定  
に係る留意事項等について（通知）

令和3年2月18日付け、高機学第112号「独立行政法人国立高等専門学校機構保護者等に関する取扱要項の制定について」で通知しているところですが、運用にあたっての留意事項等について下記のとおりお知らせいたしますので、ご対応いただきますようお願いいたします。

記

1. 「保護者等」に関する考え方と「保証人」の廃止について

今回制定した取扱要項では、学校と連携し、学生を指導・支援する立場にある者として「保護者等」に求める責任の範囲について明文化しました。

高等専門学校において、学生が教育研究活動を円滑に遂行していくためには、教職員による支援はもちろんのこと、学生の「保護者等」の協力が不可欠であり、「保護者等」と学校が連携して学生を指導、支援していくことで、学生が安心して学修できる環境を上げることが今回の取扱要項制定の目的となっております。

また、「保護者等」に責任を求める以上、学生の学業成績、出席情報等に関する教務情報、懲戒や問題行動等に関する指導事案、怪我や病気等の健康面等に関して、「保護者等」に通知するよう、改めて明示しました。

一方、民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）が令和2年4月1日に施行されたことにより、「保証人」に対する責任の範囲の明確化が求められ、この法律により、「極度額の定めのない個人根保証契約」は無効となりました。

現在は、入学時や入寮時に「保証人」を選任するよう各高専の学則等で定め、「保証人」に対し、授業料等の金銭債務及び学生の身上に関する責任を負うこととなっている例や、「保証人」の責任の範囲が明確になっていない例があることと存じます。

しかし、高等専門学校においては、①「保護者等」が学資等を負担するケースが多

く、「保護者等」を「保証人」としても金銭債務の保全効果は期待できないこと、②資力の裏付けのない第三者を「保証人」とした場合でもそれは同様であり、また実際に「保証人」に債務の履行を求めるケースは限られると想定されること、加えて、③学生が在学中に負担すべき金銭債務は授業料にとどまらず、後援会費、学生会費等、多種多様な名称・金額のものが存在すること及び④学生の不法行為に対する損害賠償債務等については当該債務が生じる可能性及び額が不確定であり、これらを極度額として一律に規定することは困難であること等から、従前の学則により定められていた「保証人」を置くことを改め、代わりに「保護者等」に関する取扱いを定め、金銭的な債務の保証ではなく、上記に述べた学生の身上に関する責任を、「保護者等」に負っていただくこととして考え方を整理しました。

## 2. 各高等専門学校で対応いただきたいこと

### (1) 学則等の規則改正

- ・各高等専門学校において学則等で規定している「保証人」に関する条文を令和3年4月1日付けで改正されるようお願いいたします。
- ・併せて、誓約書等の様式に関しても、理事長裁定で記載例を定めたので、適宜改正されるようお願いいたします。

### (2) 令和3年度入学生への対応について

- ・令和3年度入学生に対しては、改正後の学則等に基づくご対応をお願いいたします。
- ・推薦入学者等、既に既存の様式により対応いただいている場合は、改めて新様式により再提出の対応をお願いいたします。

### (3) 「保護者等」への適切な連絡について

- ・上記で説明させていただいたとおり、「保護者等」に責任を求める以上、学生の学業成績、出席情報等に関する教務情報、懲戒や問題行動等に関する指導事案、怪我や病気等の健康面等に関して、「保護者等」に確実に通知等していただきますようよろしくお願いいたします。
- ・今年度は特に、必要な情報が「保護者等」に伝わっていなかったことによるトラブルが相次いでおりますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

### (4) 本取扱要項の取扱いについて

- ・厳密には民法上の定型約款に関する取扱いではありませんが、「保護者等」が誓約していただく根拠となる本取扱要項について、保護者等にその内容等を周知する必要があります。つきましては、文書による周知、高等専門学校のホームページや学生便覧への掲載等、保護者等が確認できる方法で周知いただきますようよろしくお願いいたします。

【本件担当】

本部事務局学務課学務係

TEL 042-662-3180

Mail [gakumu@kosen-k.go.jp](mailto:gakumu@kosen-k.go.jp)